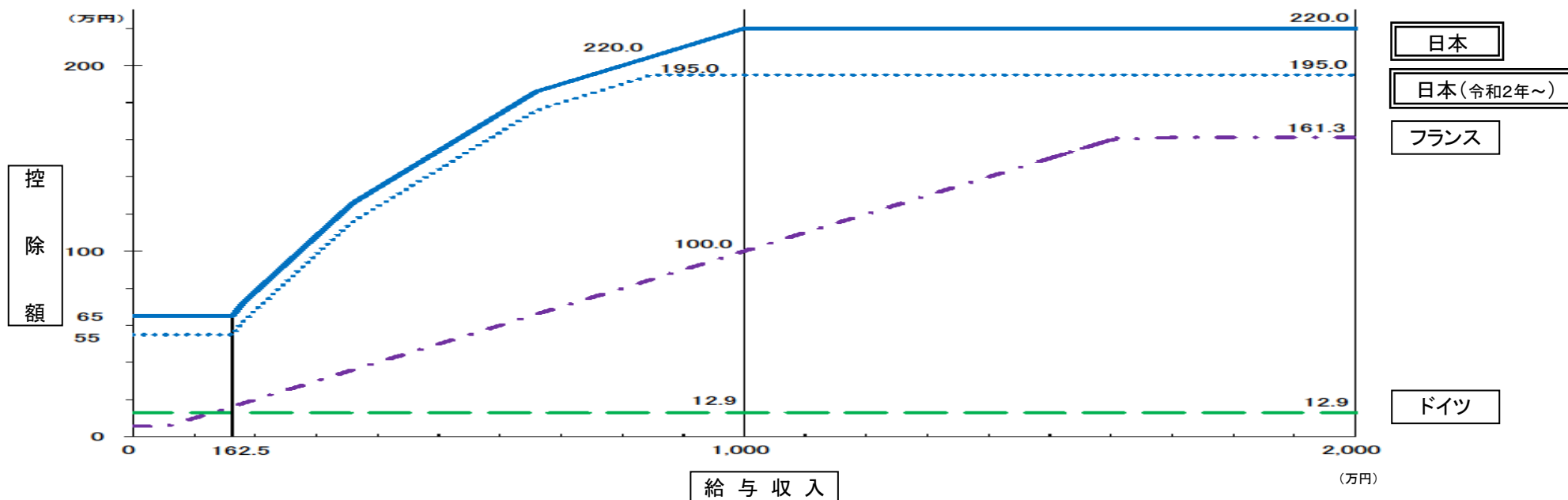


給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2019年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス	(参考)ア メ リ カ
概 算 控 除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 65万円 上限 220万円 (令和2年(2020年)~) ※ 最低保障額 55万円 上限 195万円	なし (注1)	被用者概算控除(定額) (注2) 1,000ユーロ(12.9万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除(定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 437ユーロ(5.6万円) 上限 12,502ユーロ(161.3万円) ※給与所得者に限る。	概算控除(定額) (注2) 12,200ドル(137.9万円) ※医療費控除や寄附金控除等の各種 所得控除を含む性格の概算控除で あり、給与所得者に限らず適用。 ※2025年までの時限措置として、人的 控除も統合。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ユーロ=129円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

※上記のほか、(1)所得金額調整控除…①給与所得等控除が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げることに伴い、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう所得金額調整控除を措置。②給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、給与・年金の両方を有する者に負担増が生じないよう所得金額調整控除を措置。

(2)基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)